

広



報

干潟八万石大地を育み大利根用水と共に歩む

ひがた
みどり
水土里ネット 干潟だより

〈発行〉 千葉県干潟土地改良区 〒289-2505 千葉県旭市鎌数2445番地 1
総務課 ☎ 0479 (62) 1495 FAX 0479 (64) 0105
事業課 0479 (62) 1496
E-mail : midori-net-higata@lily.ocn.ne.jp



大利根用水西幹線に咲く桜（旭市鍋木地先）

第68号 令和4年5月1日発行

主な目次

令和4年3月通常総代会開催	2
令和4年度予算のあらまし	4
令和4年度から経常賦課金値下げ	6
進藤議員、宮崎議員国政報告会	7
お知らせ	8

受益面積

田 3,132ha
畑 724ha

組合員数

3,726人

（令和4年4月1日現在）

経費の削減を図るため、次号以降、広報紙に有料の広告を掲載します。料金、サイズ等詳細は、総務課 0479 (62) 1495 までお問い合わせください。

令和4年3月

通常総代会

全 16 議案承認可決

【日時】 令和4年3月25日 午後2時00分

【場所】 旭市干潟公民館1階ホール

千葉県干潟土地改良区の規約や細則の変更、令和3年度の補正予算、令和4年度の予算案等を審議していただくため、通常総代会を3月25日、旭市干潟公民館1階ホールにおいて開催しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の規模縮小と書面議決での開催とし、提案した16議案は全て原案のとおり承認、可決されました。



議事を進行する高野議長



会議の規模を縮小し感染症対策をとりつつ開催した

提出議案

議案第1号 千葉県干潟土地改良区規約一部改正(案)について

◆条文の追加や削除のほか、法令等の規定形式に従い適正な表記に改めました。

議案第2号 千葉県干潟土地改良区会計細則の制定について

◆令和4年度からの複式簿記会計の導入に伴い、現行の会計細則を廃止し、国から示された会計細則例にならい、新たに会計細則を制定しました。

議案第3号 千葉県干潟土地改良区地区除外等処理規程一部改正(案)について

◆農地法の改正によって発生した号番号のずれを訂正したほか、一部表記を改めました。

議案第4号 千葉県干潟土地改良区地区除外決済金運用規定一部改正(案)について

◆条文の一部を改正し、適正な表記に改めました。

議案第 5 号 令和 3 年度千葉県干潟土地改良区一般会計収支補正予算（案）について

◆令和 3 年度一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ 586 万 9,500 円を追加する補正予算案を提案しました。歳入、歳出における主なものは次のとおり。
 歳入……組合費 196 万 1,000 円の増、寄附金 169 万 9,000 円の増。
 歳出……維持管理費は想定より事業量が少なかったため 1,449 万 9,000 円の減、事務費は職員の退職、新型コロナウイルス感染症による会議、研修会の中止によって、1,260 万円の減、予備費 4,032 万 5,500 円の増。

議案第 6 号 令和 3 年度千葉県干潟土地改良区特別会計収支補正予算（案）について

◆万力支区ほか 5 支区と 1 地区の補正予算案を提案しました。

議案第 7 号 令和 3 年度千葉県干潟土地改良区特定資産管理特別会計収支補正予算（案）について

◆東城神代地区特別会計について、300 万 3,000 円を積立金と前年度繰越金として同支区特定資産管理特別会計に追加しました。

議案第 8 号 令和 3 年度千葉県干潟土地改良区特別賦課金の納付の時期及びその方法の一部変更（案）について

◆干潟西部用水支区の納付期限を、9 月 1 日～ 30 日から 1 月 4 日～ 31 日に変更しました。

議案第 9 号 令和 3 年度千葉県干潟土地改良区借入金の追加（案）について

◆椿海地区の地元分担金引当金に充当するため、昨年 10 月の臨時総代会で 183 万 7,500 円の追加をご承認いただきましたが、事業量の増に伴い、日本政策金融公庫より 131 万 2,500 円の借入金を追加しました。

議案第 10 号 令和 4 年度千葉県干潟土地改良区経常賦課金、特別賦課金の納付の時期及びその方法（案）について

◆経常賦課金（一般会計）及び特別会計（20 支（分）区分）の納付時期などを提案しました。

議案第 11 号 令和 4 年度千葉県干潟土地改良区借入金の借入並びにその方法、利率及び償還の方法（案）について

◆県営農地整備事業（春海、椿海、豊和地区）地元分担金引当金の借入金額及び利率等について提案しました。

議案第 12 号 千葉県干潟土地改良区特定資産管理特別会計（一般、特別）の廃止（案）について

◆複式簿記導入に伴い「特定資産管理特別会計」を廃止し、「固定資産」に区分することについて提案しました。

議案第 13 号 令和 4 年度千葉県干潟土地改良区一般会計収支予算（案）について

◆令和 4 年度の歳入・歳出の予算は、昨年度と比較し 1 億 147 万 9,000 円の減額となる、総額 4 億 160 万円の予算案を提案しました。主な内容は、土地改良事業収入の経常賦課金改定に伴い 1,800 万 4,000 円の減額、適正化事業（土地改良施設の適正な管理を行うための事業）を万力支区第 7、9 機場で行うため 1,800 万円を計上、ストックマネジメント事業（機能が低下した施設の改修を図る事業）では、業務委託費として 3 地区で 2,464 万円計上しています。

議案第 14 号 令和 4 年度千葉県干潟土地改良区特別会計収支予算（案）について

◆20 支（分）区と 3 地区の予算（案）を提案しました。

議案第 15 号 千葉県干潟土地改良区一般会計及び特別会計定額予算内一時借入金について

◆令和 4 年度中に運営上借入金が必要になった場合には、5,000 万円以内で借り入れができるように借入先、償還財源について提案しました。

議案第 16 号 令和 4 年度千葉県干潟土地改良区歳計現金預け入れ先について

◆歳計現金の預け入れ先については、千葉銀行外 6 金融機関を指定することを提案しました。

令和4年度 予算のあらまし

令和4年3月25日開催の通常総代会において、千葉県干潟土地改良区予算が決定しました。
令和4年度からの複式簿記導入に伴い、勘定科目などが大幅に変更されました。

一般会計予算

歳入の部

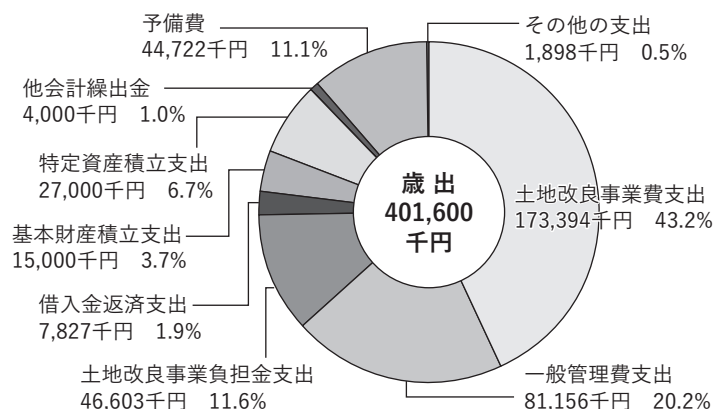
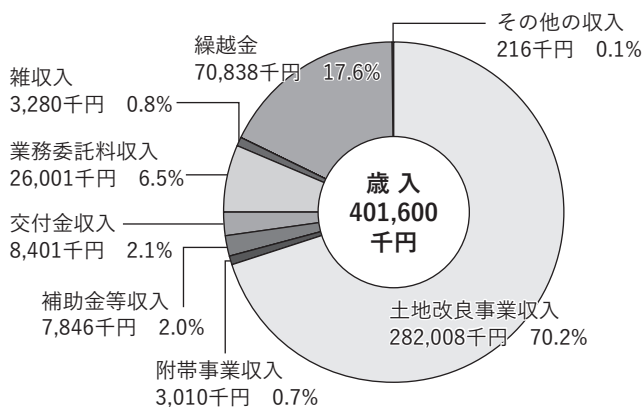
(単位：千円)

科目	科目説明	予算額
土地改良事業収入	土地改良事業における収入	282,008
附帯事業収入	土地改良事業以外の附帯事業により得た収入	3,010
基本財産運用収入	定款及び規定で定められている基本財産を運用して得られる収入	6
補助金等収入	国や県等から受領した補助金、助成金等	7,846
交付金収入	交付金による収入	8,401
寄附金収入	寄附金による収入	200
業務受託料収入	土地改良区が行う受託業務における収入	26,001
雑収入	上記以外の収入	3,280
借入金収入	借入金による収入	2
基本財産取崩収入	基本財産を取り崩すことで生じる収入	1
特定資産取崩収入	特定資産を取り崩すことで生じる収入	4
固定資産売却収入	固定資産を売却することにより生じる収入	1
出資金償還収入	出資金の返還により生じる収入	1
他会計繰入金	他会計からの繰入金	1
繰越金	前年度からの繰越金額	70,838
歳入合計		401,600

歳出の部

(単位：千円)

科目	科目説明	予算額
土地改良事業費支出	土地改良事業の実施に要する経費	173,394
一般管理費支出	土地改良区運営のために要する一般経費	81,156
土地改良事業負担金支出	国及び県営土地改良事業の負担金等	46,603
借入金返済支出	借入金返済のための支出	7,827
支払利息	債務の支払い利息	691
固定資産取得支出	事業に要する固定資産の取得に要する経費	1,005
土地改良施設建設仮勘定取得支出	土地改良施設建設仮勘定の取得に係る支出額	1
建設仮勘定取得支出	建設仮勘定の取得に係る支出額	1
基本財産積立支出	基本財産を積み増すための支出額	15,000
特定資産積立支出	特定資産を積み増すための支出額	27,000
雑支出	上記以外の支出	200
他会計繰出金	他会計の繰出金	4,000
繰越金	次年度への繰越金額	0
予備費	承認された予算科目及び予算額が不足した時に用いることができる金額	44,722
歳出合計		401,600

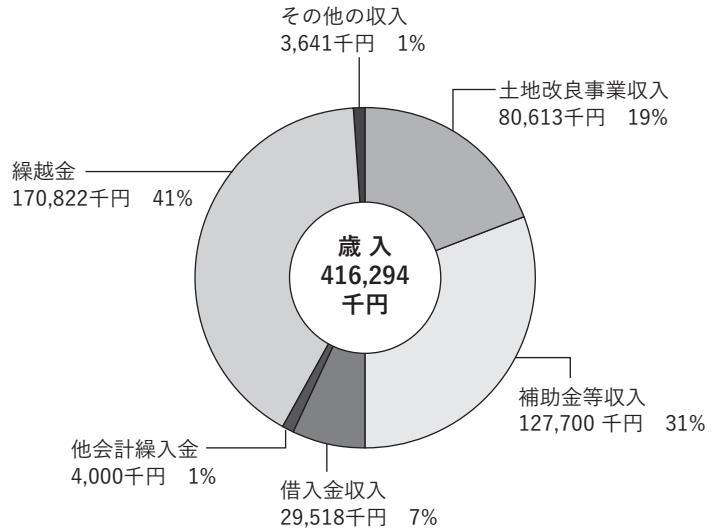




特別会計予算

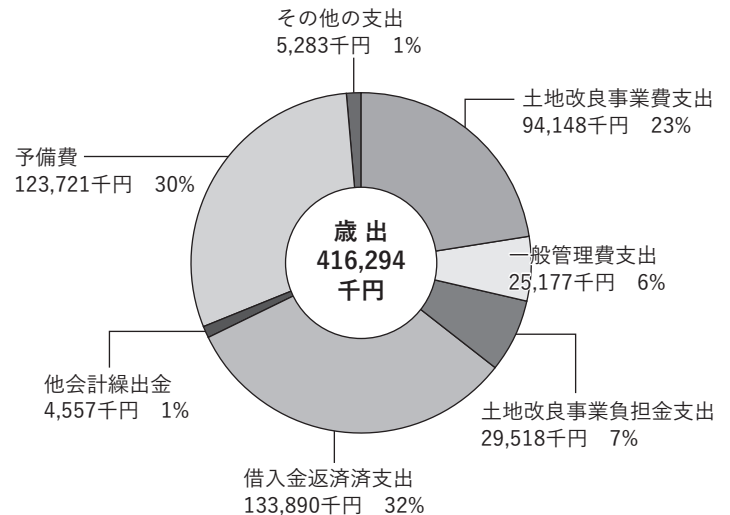
歳入の部 (単位：千円)

科目	予算額
土地改良事業収入	80,613
基本財産運用収入	8
補助金等収入	127,700
寄附金収入	1,002
業務受託料収入	1,000
雑収入	611
借入金収入	29,518
基本財産取崩収入	1,014
交付換地清算金収入	3
徴収換地清算金収入	3
他会計繰入金	4,000
繰越金	170,822
歳入合計	416,294



歳出の部 (単位：千円)

科目	予算額
土地改良事業費支出	94,148
一般管理費支出	25,177
土地改良事業負担金支出	29,518
借入金返済支出	133,890
支払利息	650
固定資産取得支出	20
支払換地清算金支出	3
納付換地清算金支出	3
基本財産積立支出	2,107
雑支出	2,500
他会計繰出金	4,557
繰越金	0
予備費	123,721
歳出合計	416,294



令和4年度各種事業のお知らせ

(単位：千円)

事業名	地区名	事業費
県営農地整備事業	春海地区	107,362
	椿海地区	126,000
	豊和地区	357,000



(単位：千円)

事業名	事業名	事業費(予定)
土地改良施設維持管理適正化事業	万力第7、9 機場補修工事	18,000
基幹水利施設ストックマネジメント事業	秋田川計画概要書作成業務	7,500
	共和地区計画概要書作成業務	12,080
農業水利施設等保全高度化事業	新発田川事業計画概要書作成業務及び費用対効果算定	5,060

令和4年度から経常賦課金値下げ

米価の低迷、物価の高騰など厳しい農業情勢を受けて、懸案事項であった賦課金を改定しました。

令和3年度	令和4年度
田・・・8,000円/10a	田・・・7,500円/10a
畑・・・3,360円/10a	畑・・・3,140円/10a

千葉県干潟土地改良区事業費補助金について

組合員が共同で行う土地改良施設の工事について、当土地改良区が補助をすることができます。工事内容などは、下記の表を参考に不明な点などがございましたら、事業課管理係までご相談ください。
(事業課管理係：☎ 0479-62-1496)

補助工事（事業）	事業項目	事業内容	補助率
補助工事 (当該工事施工に係る組合員が5人以上、面積が2ha以上の場合)	用排水施設の新設、補修、改良及び維持管理工事に関する事	用水路の改修又は新設	35%以内
		用排水路以外の農業用施設の新設、改修又は復旧	35%以内
		揚水機場の新設又は改良	50%以内
		用水路のしゅんせつ	25%以内
かんがい排水事業 (補修及び需用費等)	用排水施設の補修	用排水路施設の造成、改修並びに附帯工作物の工事	30%以内
		かんがい排水施設の補完的な工事	30%以内
		土地改良事業完了後の維持管理事業	40%以内
	土地改良事業完了地区の需用費	土地改良完了地区の電気料の基本料金	100%
		土地改良完了地区の電気料の使用料金	40%以内
	揚水組合の補助	揚水組合の電気料	100%
揚水組合の燃料費		30%以内	

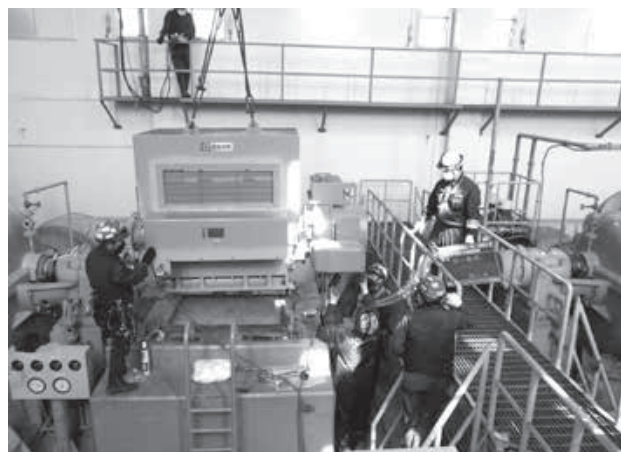
笹川揚水機場の電動機補修と更新について

令和3年6月中干し期間中の定期点検において、太郎ポンプの電動機（モーター）に異常が見つかり、火災の恐れがあることから、運転することができませんでした。

電動機は9月1日から補修のため搬出され、令和4年3月16日に補修が終わり、笹川機場に搬入され令和4年度の用水は支障なく運転できる運びとなりました。

今後、笹川揚水機場の3台の電動機については、国営施設機能保全事業(大根用水地区)において更新します。設計及び計画に1年以上の時間を要するため、令和3年度に発注をし、令和4年度末に設置を予定しています。

令和5年3月から新しい電動機が稼働します。



補修が終わり笹川機場に搬入される電動機（モーター）



進藤議員、宮崎議員国政報告会

昨年かねひこの9月2日に進藤金日子参議院議員が、また10月11日には宮崎雅夫参議院議員が当土地改良区に来所され、国政における活動について報告をいただきました。両議員は、土地改良事業や農業・農村の振興や発展のため、全国を飛び回り現場の意見を国政に反映させる活動をされています。

当日は、今後の農業についても話し合いが行われました。



国政報告を行う進藤金日子参議院議員

全国大規模農業水利事業協議会要望活動について

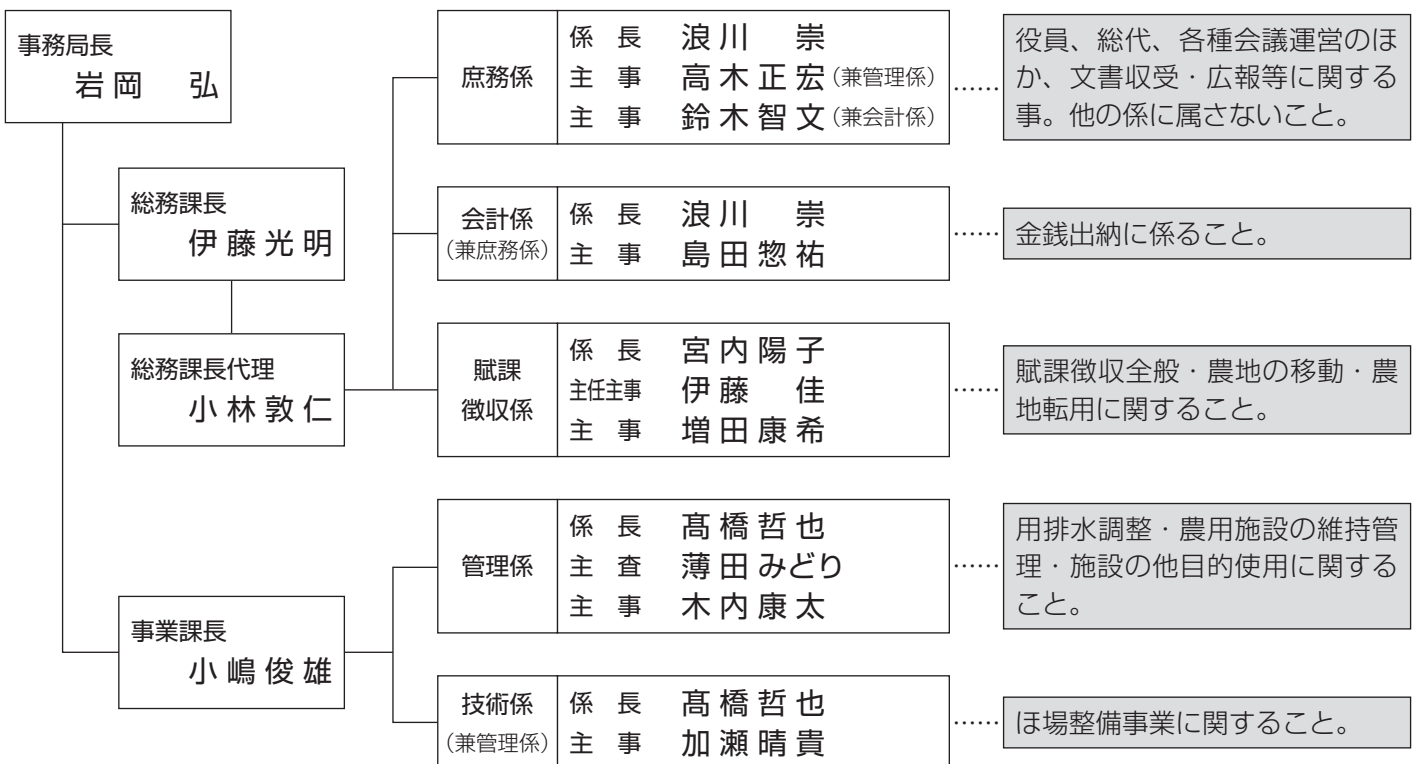


要望書を受取る宮崎議員（右）と鈴木理事長（農林水産省大臣政務官室にて）

当土地改良区は昨年かねひこの12月1日、宮崎雅夫参議院議員（農林水産大臣政務官）をはじめ、千葉県選出の国会議員の方々に、大規模基幹的農業水利施設の更新整備や機能強化を推進するための令和4年度当初予算の確保等について、近隣土地改良区を代表し要望活動を行いました。

また、農産物の価格低迷による農家の更新事業費負担能力の低下、農業従事者の減少及び高齢化など、農業を取り巻く厳しい現状を訴え、支援措置の充実も要望しました。

千葉県干潟土地改良区の事務局機構と事務分掌





谷町場地区のほ場整備事業 今年度から推進活動展開

今年度から、千葉県海匠農業事務所、旭市、地元推進委員及び当土地改良区により、谷町場地区のほ場整備事業実施に向けて推進活動を展開していきます。

お知らせ

滞納のある農地を取得した場合は、
新しい権利者が負担することとなります

滞納のある農地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により、新しい権利者に支払い義務が移行しますので、農地を取得（競売も同様）する場合は、滞納があるかどうか当土地改良区へお問い合わせ下さい。

土地改良区に届け出てください

①組合員の資格等に移動があった場合

組合員の皆様に耕作地の移動や名義変更が生じた場合、市役所（農業委員会）に届出済、法務局に所有権移転登記済であっても、年度内に土地改良区まで「組合員資格得喪通知」の提出をお願いします。

土地改良区も自動的に変更されると思われがちですが、あくまでも当土地改良区へ本人の届け出が必要となります。

なお、手続きを怠りますと、土地改良区の台帳が変更されず従来どおり組合費が賦課されますので、速やかに届け出てください。

②農地を転用する場合

農地を宅地等の農用地以外で使用する場合、「農地転用等の通知書・地区除外申請書」を提出してください。転用による農地の減少と農業用施設などの維持管理費の増加による組合員の負担が増えないように、土地改良法第42条により地区除外決済金がかかります。



令和4年度決済金の額

農地転用決済金（10a当り） 田 … 243,000 円 畑 … 102,000 円

賦課金の納付は口座振替を推奨します

近年、銀行窓口手数料の増額や、キャッシュレス化が進んでいます。賦課金の納付は、窓口での納付の手間がなく、納め忘れのない口座振替を推奨します。

口座振替は
こちらの金融機関で

ちばみどり農業協同組合・かとり農業協同組合・銚子信用金庫
銚子商工信用組合・千葉銀行・千葉興業銀行・ゆうちょ銀行

令和4年度経常賦課金の納期は

第1期 5月31日

第2期 9月30日 です。

口座振替で納付の方は、上記期日までに申し込み口座の残高確認をお願いします（1期全納の方は金額に注意してください）。

